

## 米国：州レベルで再エネ利用基準(RPS)の見直しを求める動きが継続<sup>1</sup>

新エネルギー・国際協力支援ユニット

新エネルギーグループ

米国では、再生可能エネルギーの導入に大きな役割を果たしてきた再生可能エネルギー利用基準（RPS）<sup>2</sup>を見直す動きが州レベルで継続している。

オハイオ州議会は6月上旬、州のRPSと省エネルギー基準を2年間凍結する法案を可決・成立させた。同州では2008年にRPS法が制定され、州のすべての発電事業者<sup>3</sup>に対して、2024年までに発電量の12.5%を再生可能エネルギーから調達するよう義務付けている<sup>4</sup>。同時に、2025年までに電力消費を22%削減する目標も設定された。しかし、今回の法制定によって現在の基準が2年間凍結され<sup>5</sup>、その間に今後の制度運用について検討が行われる。

米国では2年ほど前から、共和党議員などを中心に州レベルでRPSの見直しを求める動きが目立ち始めた。NEDOのレポート<sup>6</sup>によると、2012年にはフロリダ、デラウェア、前述のオハイオ、ミズーリでRPSの撤廃や弱体化、基準遵守期限の延期などを狙った法案の公聴会が開かれたほか、ミシガン、ウェストバージニア、コロラド、モンタナ、およびワシントンの各州でも同様の法案が提出された。このうち、フロリダ州は2008年に制定されたエネルギー法からRPSに関する条項を撤廃し、代わりに再エネや省エネに対する一連の優遇税制を盛り込んだ別の法案を成立させた。

こうした動きは、2013年に入ると一層顕著になった。全米州議会議員連盟（National Conference of State Legislatures）によると、同年には17州で30を超えるRPS見直し法案が提出された。いずれも立法化にはこぎつけていない。最近では、今年5月にカンザス州で同様の法案が廃案となったばかりである。カンザス州は2020年までに20%の再エネ比率の達成を義務付けているが、昨年、RPSに反対する保守系議員が提出した見直し法案が上院を通過した。しかし、その後下院で審議は停滞し、最終的に2つの修正案（RPSを15%で凍結する案、

<sup>1</sup> 本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業（海外省エネ等動向調査）」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

<sup>2</sup> 2013年現在、米国では29の州がRPSを導入している。

<sup>3</sup> 自治体のユーティリティ企業と電力協同組合を除く。

<sup>4</sup> 12.5%の再生可能エネルギーに加えて、2025年までに12.5%を次世代原子力やクリーンコールなどを含む「先進エネルギー」から調達することも義務付けている。

<sup>5</sup> 再エネ基準は2014年時点での2.5%、消費電力は2009年比4.2%減で凍結される。また、電力の大口需要家が省エネ・プログラムから離脱することを容認し、電力会社が再エネ電力の半分を州内の発電施設から調達しなければならないという規則も撤廃する。

<sup>6</sup> <http://www.nedodcweb.org/report/2013-1-31.pdf>

および2020年の再エネ比率を20%から17.5%に引き下げる案) も否決された。

現行のRPSを見直す理由として、目標達成の非現実性、再エネの導入拡大による電力料金の上昇、州政府の財政負担に対する懸念、再エネ優遇による自由競争の阻害などが挙げられている。また、シェールガスの増産によって安価な天然ガスが豊富に供給されるようになったことも背景にある。さらに、風力に関しては、近年米国の風力発電コストが大幅に低下していることから、風力に対する過剰な支援策を廃止すべきだとする声が高まっている。米エネルギー情報局 (EIA) のデータによれば、米国の風力 (陸上) 発電は既に石炭火力発電や原子力発電よりも発電原価が小さくなっている<sup>7</sup>が、これは 1992 年に導入された生産税控除 (Production Tax Credit: PTC) により風力発電の導入が大幅に拡大したことが主な要因となっている。そのため、石炭火力や原子力などの在来電力が風力との競争を強いられ、収益を圧迫されるという新たな状況が生まれている。

RPSの撤廃や凍結を求める勢力の背後では、産業界寄りの保守系圧力団体が影響力を及ぼしていると言われる。前述のカンザス州の場合、RPSに反対する政治団体Americans for Prosperityや米国立法交流評議会 (American Legislative Exchange Council : ALEC) といった組織が、法案を強力に後押しした。ALECは、法案が州議会にかけられる前の段階で、議員と企業が草案の作成をめぐる協議するための評議会である。その影響力を重く見た再生可能エネルギー業界団体の米国風力発電協会 (AWEA) と太陽エネルギー工業会 (SEIA) は、エネルギー優先課題を議論する場に参加するために、過去に1年間ほどALECに在籍したことがある。しかし、2012年10月にALECがRPSの廃止を目的とした「電力自由法案」(Electricity Freedom Act) というモデル法案を採択したことを契機に、昨年1月、いずれもALECから脱退した。

今回のオハイオ州の立法措置に対して、州の再エネ業界団体や消費者・環境団体は一斉に反発や懸念を表明したが、RPS に対する各州の風当たりは今後も強まっていくものと予想される。

お問い合わせ : report@tky. ieej. or. jp

---

<sup>7</sup> 「省エネ新エネトレンド」(2014年5月16日号) 参照。